

公益社団法人埼玉県柔道整復師会

慶弔見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、会員の慶弔、傷病および災害等があったときの慶弔見舞金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 慶弔見舞等を支給する場合は次のとおりとする。

- (1) 慶事祝
- (2) 結婚祝
- (3) 弔慰
- (4) 傷病見舞
- (5) 災害見舞

(支給基準)

第3条 慶弔見舞金等を支給及びその金額等は別表のとおりとする。

(慶事祝等)

第4条 会員が、褒章等を受賞したときは、慶事祝金等を贈呈する。

(結婚祝)

第5条 会員が結婚したときは祝金を贈る。

(弔慰等)

第6条 会員とその家族が死亡したときは、次の各号により別表に基づき弔慰金等を贈る。

- 1 会員
- 2 配偶者、子
- 3 父母、義父母

(傷病見舞)

第7条 会員が傷病のため2週間以上の入院加療を要したときは、傷病見舞金を贈る。

ただし、必要に応じて医師の診断書の写し等の提出を求めることができる。また、同一傷病は1回に限り見舞金を贈る。

(災害見舞等)

第8条 会員が居住又は会員の施設(施術所)が地震、火災、風水害等で損害を

被ったときは、災害見舞金を贈る。

(給付申請)

第9条 別表区分の2, 4, 5, 6, 7の給付を受けようとするときは、会員が所定の様式により申請するものとする。

- 2 別表区分の3、8の給付金を受けようとするときは、会員が事前に指定した受領権者の金融機関に振り込むものとする。

(時効)

第10条 給付の申請は、その事実発生日の翌月から6カ月以内とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めなき事項は、その都度理事会の議を経て決定する。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年7月1日から実施する。
- 2 この規程の実施以前になされた処分又は手続き等は、この規程の相当条文によって処分又は手続きされたものとみなす。
- 3 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)

## 別表

| 区分 | 種別         | 受給者 | 給付金額等              |
|----|------------|-----|--------------------|
| 1  | 慶事         | 会員  | 知事表彰3万円、大臣表彰以上5万   |
| 2  | 結婚祝        | 会員  | 3万円                |
| 3  | 弔慰(会員)     | 遺族  | 10万円・弔電・供花         |
| 4  | 弔慰(配偶者・子)  | 会員  | 2万円・弔電・供花          |
| 5  | 弔慰(父母・義父母) | 会員  | 弔電・供花若しくは香典1万円     |
| 6  | 傷病見舞       | 会員  | 3万円                |
| 7  | 火災見舞等      | 会員  | ※給付金額は理事会の議を経て決定する |
| 8  | 香典         | 遺族  | 20万円(会員から拠出金@250円) |

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県柔道整復師会  
会 長 渡 邊 寛 殿

\_\_\_\_\_ 支部

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

給 付 等 申 請 書

第 条第 号の給付を申請いたします。

添付書類

- 1 結婚祝い金の場合は戸籍謄本等（写可）
- 2 弔慰金（本人）の場合は死亡確認書
- 3 傷病見舞金の場合は入院・通院確認できる書類
- 4 災害見舞金の場合は、被害報告書